



ご存じ
ですか？

自筆証書遺言書保管制度

静岡地方務局
パンフレットより

法務局に遺言書を預けることができます！
(遺言書保管所)



遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。
これにより相続をめぐる争いを未然に防止する効果が期待できます。
遺言の方式は主に、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。

	自筆証書遺言 手軽かつ自由度の高い方式	公正証書遺言 信頼性の高い方式
作成方法	・証人は不要 ・遺言者本人(15歳以上)が遺言書の全文(財産目録を除く)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成できる。 ・法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になる。	・法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会のもと厳格な方式に従い作成。 ・公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 ・遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	ご自宅等で適宜保管 遺言者が自分で原本管理	公証役場で厳重に保管
費用	不要	財産の価額に応じた手数料
家庭裁判所の検認	必要	不要
死亡後の通知制度	なし	なし

法務局の
保管制度利用あり
保管申請手数料
1件 3,900円

預けて安心！法務局の自筆証書遺言書保管制度

受遺者とは…
遺言によって
遺言者の財産を
譲り受ける
相続人以外の者

生前 遺言者のメリット

- 自筆証書遺言書の保管申請 (1件 3,900円)
遺言者本人が法務局窓口にて直接向うて、自筆証書遺言書の保管を申請する。事前予約が必須。

遺言書の原本と画像データを、法務局(遺言書保管所)が長期間適正に保管し、**遺言書の紛失・亡失の恐れがありません**。相続人等の利害関係者による**遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐ**ことができます。

法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。

(全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等)
遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。

※本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。
※本制度を利用する場合、決められた様式で遺言書を作成する必要があります。



相続人・受遺者等のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での**検認手続は不要**のため、速やかに相続手続きができます。

相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の遺言保管所で①～③の請求ができ、**遺言書を発見しやすくなります**。

- ① 「遺言書保管事実証明書」の交付請求 (1通800円)
遺言書が保管されているかどうかを調べる
- ② 「遺言書情報証明書」の交付請求 (1通1,400円)
遺言書の内容の証明書の交付を請求する
- ③ 遺言書の閲覧請求 (1回 モニター1,400円、原本1,700円)
遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認する

※法定相続人に関する証明には、法務局で交付している「住所の記載のある法定相続情報一覧図」(別途手続要)のご利用が便利です。

②の証明書の交付を受け、又は③の閲覧をした場合には、その他の相続人に対して法務局から**遺言書が保管されている旨の通知**がされます。



しずおかFPサービス column

新聞に「老朽マンションの建て替えに関する記事」が掲載されました。法制審議会が分譲マンションや団地を建て替える決議の要件を緩和する区分所有法の改正素案を示した、とのことです。

分譲マンションの建て替えには「所有者の5分の4の同意」が必要ですが、所有者の高齢化、相続の発生等で賛成を集められないことが問題となっています。今回の改正案では**①耐震性 ②防火性 ③外壁 ④給排水設備 ⑤バリアフリー**の点で問題があるときに、「**所在の明らかな所有者の4分の3の同意**」で建て替えの決議ができる案が提示されています。ただ、決議が可能になった場合でも費用の問題が残ります。

敷地面積や容積率など法令の関係で建て替え前よりも規模を大きくできないマンションの場合は所有者の費用負担が大きくなってしまいます。

改正案は2024年の国会に提出される見通しとのことで、今後の動向に注目です。

(2023年11月21日 日本経済新聞電子版)

1月の竣工予定

日頃より弊社工事にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。工事が順調に進み、下記2物件は1月に竣工予定です。浜松市のCoCoでは完成現場見学会も開催予定です。この機会にぜひご覧ください。



グレイス土太夫

静岡市葵区土太夫町
鉄筋コンクリート造
賃貸マンション
5階建 2LDK・1K



CoCo

浜松市中区西浅田二丁目
鉄筋コンクリート造
賃貸マンション
5階建 2LDK

『個別相談会』

☑ 相続 ☑ 遺言 ☑ 民事信託

毎月開催中！

初回無料

要予約

相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています

【出張会場】2023年12月16日(土)10:00~11:00

相続セミナー 専門家に聞く！元気なうちに知っておこう

テーマ 終活準備 初級 場所 セレモニーホール やすらぎ
相続・遺言・後見人制度 掛川市杉谷南2-18-2

【掛川会場】2023年12月17日(日)・19日(火)

毎月第3日曜 場所 掛川市弥生町234
毎月第3火曜 場所 JA掛川市やよい支所内会議室

【出張会場】2023年12月25日(月)

《予約電話番号》053-454-3723

時間 9:00~16:00
※1時間単位の予約制

場所 天竜協働センター
浜松市東区葉新町99



《予約電話番号》0537-61-2102
平日9時~16時受付
税理士法人タックスサポート掛川支社内

主催

一般社団法人
しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

□本社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□本店営業部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15
□掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14
□リニューアル部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312